

ピンクリボン活動みやざき実行委員会の運営に関する規定

第1 目的

この規定は、ピンクリボン活動みやざき実行委員会会則（以下「会則」という。）第13条の規定に基づき、ピンクリボン活動みやざき実行委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

第2 名称

会則第2条に定める目的に賛同し、共に活動する団体、企業等を賛同団体と称する。

第3 活動内容

賛同団体は、ピンクリボン活動みやざきが実施するイベント等の啓発活動に協力するものとする。

第4 協賛金

会則第11条に定める協賛金は、年1回、1口2万円とする。ただし、任意とする。

第5 申込

賛同する団体、企業等は、会長に「賛同申込書（様式1）」を提出するものとする。

第6 退会

賛同団体を退会する場合は、会長に「退会届（様式2）」を提出するものとする。

附 則

この規定は、平成28年7月4日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。